

平成21年2月定例会
3市共同資源化施設建設計画
に関する陳情審査特別委員会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成21年2月17日(火)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成21年2月定例会 3市共同資源化施設建設計画 に関する陳情審査特別委員会

日 時 平成21年2月17日(火)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1.出席委員(12名)

岩本博子	鴨打喜久男
立花隆一	西克彦
尾崎利一	粕谷久美子
長瀬りつ	二宮由子
天目石要一郎	大原明彦
今野篤	須藤博

2.欠席委員(0名)

3.出席説明員

助 役 窪田 治	事務局長 戸井田 豊
総務課長 藤野信一	業務課長 村野盛雄
計画課長 市川三紀男	総務課長補佐 津嶋陽彦
業務課長補佐 後藤信章	計画課長補佐 片山 敬
総務課財務係長 下田 誠	

議事日程（その１）

- 第 1 陳情第 10号 3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情

午後 1 時 5 8 分 開議

委員長【西克彦】 それでは引き続きただいまより 3 市共同資源化施設建設計画に関する陳情審査特別委員会を開催をいたします。

午前中からの引き続きでございますが、大変お疲れかとは存じますが、よろしく願いいたします。

委員会としては、前回の特別委員会で要求のございました資料につきましてお手元に配布してございます。よろしく願いをいたします。

そこでお諮りいたしますが、本日の議事日程につきましては、お手元に配布しております日程のとおり進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長【西克彦】 それではそのように決定をいたします。

日程第 1 陳情第 1 0 号 3 市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情

委員長【西克彦】 議事に入ります。

日程第 1、陳情第 1 0 号 3 市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情を議題といたします。

それでは、その後の変化等がございますれば理事者側の説明をいただきたいと存じます。

事務局長。

事務局長【戸井田豊】 陳情内容に関します事項につきましては、その後の変化はございません。

なお、3 市共同資源化推進市民懇談会につきましては、1 月 2 7 日に終了い

たしまして、現在報告書の最終的な調整、まとめに入っているところでございます。

以上でございます。

委員長【西克彦】 それでは質疑に入りたいと思いますが、いかがでございましょうか。天目石委員。

委員【天目石要一郎】 すいません、今資料をいただいてざざっと見ていますけど。プロポーザルという方法でやられたということなんですが、これは何ページと言ったらいいんでしょう、この大きな資料の真ん中あたりなんですけど。選定委員会がまず業者を5社程度、依頼業者決めよう。そして4社を決めた。決めたのが日建技術、日本技術開発、パシフィックコンサルタンツ、ブレック研究所の4つに決まったというのが3月20日である。それで3月27日までにこれに参加するかどうか考えてください。プレゼンは4月8日ということで、結構慌ただしいなということと、この事務連絡の紙を見ると、4社まとめて御中と書いてあったら、営業担当者が友達同士だったら、うちが取りたいんで、おたく降りませんかという話になりはしないですかということなんです。

それでその後、最後のページで点数表を見ると、パシフィックコンサルタンツともう1社、点数表を見ていくと全部の項目でパシフィックコンサルタンツの方が点数が高いんですよ。その企画提案の実現性から何から、全部高い。そうになると、ここまでやっている、業者同士も話もできるし、パシフィックさんの方がやる気があるからということで、気合の入ったプレゼンを書いてきて、もう片方の方は、1社しか来ないんじゃない話、格好悪いですから、場合によっては、じゃあパシフィックさん、うちの方のプレゼンのをつくっておいてくださいよ、ぐらいのことが簡単にできちゃうと思います、この資料を見ていると。別に業者の方たちに対して悪意を持つわけじゃないですけど、いくらでも抜け道があるようなやり方というのはいかなものかなと思うんです。

今回の陳情内容とは違うのかもしれないですけど、こういう資料をいただいで見させていただくと、非常にうーんと思ってしまう点があるんですが。これはもう水も漏らさぬほど、各業者がお互い連絡を取り合うこともなく、きっちりとプレゼンというのにはできたものなのかどうなのかということ、ちょっと聞きたいんですけども。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 今回の市民懇談会の支援業務委託に当たりましては、指名型の金額提示プロポーザル方式を採用しました。

業者の選定等に当たりましては、業者選定審査会を設けて行ってきたという状況です。今ございましたとおり、選定対象として登録業者全社ということで12社ほどあるんですけども、その中から類似業務の実績を有する業者ということで6社を選びました。それから総従業員人数が100人以上ということで、最終的に4社を選びまして、その4社に対しまして、参加業者への依頼ということで意思を確認しましたところ、参加意思があった業者が2社ということです。

今ご指摘のありました通知文ですけども、これは起案文に当たりまして、この業者に送りましたということで、正式な業者への依頼文は、その業者1社のあて名になっているところであります。

それから、最終的な評価というんですか、各選定審査会の委員さんの評価はお手元の資料の最終ページにそれぞれありますけども、総合としましてはパンフィックコンサルタンツの方が評価が高かったわけですけども、委員さんの中では、例えば審査員のBという方やオブザーバー、これは組織市3市の課長さんですけど、この中には違う業者の方が評価が高いというような結果になってございます。

以上でございます。

委員長【西克彦】 天目石委員。

委員【天目石要一郎】 ということは、確認したいんですが、パシフィックコンサルタンツさんは、ほかの一体どの業者さんがプレゼンに来るかというのはプレゼン当日まで一切知らなかった、一切もうわからなかったということによろしいんですよね。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 事務局としてはそのように承知しております。

以上です。

委員長【西克彦】 さあ膨大な資料でしたけど、いかがですか、ご質問。長瀬委員。

委員【長瀬りつ】 今コンサルタントの選定のところで話が出ましたので、陳情の内容そのものとは少しずれるかもしれないんですが。

関連しまして、独禁法違反で指名停止を受けている会社と契約をすることの合法性について、組合はどのように考えていらっしゃるのか、ご説明願いたいと思います。

委員長【西克彦】 計画課長補佐。

計画課長補佐【片山敬】 今回の契約の相手方につきましては、今ご説明申し上げましたとおり、金額提示型プロポーザル方式を採用いたしました。

契約の相手方の適正についてでございますが、まずは競争入札を行う場合、その競争に指名する業者の適格性につきましては、競争入札参加有資格者指名停止基準により評価し、必要な場合は当該業者に対し指名停止処分が行われております。しかしこの基準は競争入札の有資格者を対象にしておりまして、随意契約は想定されていないのが実情です。

指名停止処分は、法令違反や事故などが行った場合、起こした業者に対しまして、反省、改善を求め、将来に向けての適正な行動を期待するとともに、こ

のような業者との契約をすることで、社会的批判を招き、当組合が特別地方公共団体としての姿勢を問われることを防ぐために行われるべきものと考えております。

現在、私どもは指名停止基準を持っておりますが、随意契約を想定していないのは、発注者側が契約業者を選定することが可能であり、意図的に違法行為などを行うおそれがあったり、業務に支障が出る業者を選定することはあり得ないということを想定しているためであると考えております。

今回のプロポーザルにつきましては、組合職員6人を委員とした選定委員会の評価の上、決定したものであり、パシフィックコンサルタンツ株式会社は契約者として確実な業務の履行が期待できるものとして選定されたと考えております。

なお、独立行政法人緑資源機構が公正取引委員会の排除措置命令、及び課徴金納付命令を受けた件につきまして、林野庁におきましては12月27日から3カ月間の指名停止措置を行っておりますが、組織市の対応を申し上げますと、小平市では平成20年1月に1カ月の、東大和に関しては7月30日から11月30日、4カ月の指名停止、武蔵村山市にあっては指名停止処分は行っていないと把握している状況であります。

以上です。

委員長【西克彦】 長瀬委員。

委員【長瀬りつ】 随意契約では適合しないと。組合がプロポーザルで選定をするのであれば、そういう業者を選定するわけがない、あり得ないというご発言でしたけれども。組合のこのパシフィックコンサルタンツの指名停止についての認識が間違ってますよね。ちょうどこの当時、インターナショナルのほうの関係がありまして、インターナショナルは別会社だというふうに思っていたようですけれども、インターナショナルは完全に関連会社ですよ。そ

これはホームページを見ればわかることです、載っています。

それから測量法の範囲で組合の契約内容はこういう範囲ではないというふうにおっしゃいますが、例えば愛媛県なんかは今年の3月15日までの14カ月間の指名停止にしていますし、また独占禁止法の第3条にしっかりと不適當であると認められるということで1年以上2年以内ということで、これはどこでしたっけ、福島県ですね、二本松市が指名停止を出していますし、岩手県、四国の地方整備局、それとまだ指名停止の期間に入っているところが第5管区の海上保安本部。とにかく、そういうところのものが見ればわかることですよ、その契約するのに当たって。少なくとも独禁法の第3条のところに基づいて指名停止を受けている会社と契約をするということについての、随契だから適合しないとか、プロポーザルでやるんだから、組合がそういう業者を選定することはあり得ないとかということではなく、きちんとした指名停止基準があるわけですから、どのような契約であっても、きちんとその辺については守るべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

委員長【西克彦】 ご趣旨をできる限り陳情につなげていただきながら、ありますか。

委員【長瀬りつ】 不信を招くということですよ、市民の。

委員長【西克彦】 事務局長。

事務局長【戸井田豊】 考え方は冒頭課長補佐から説明したとおりでございます。プロポーザルを含めた随意契約につきましては、該当しないということでご説明をしましたが、委員からご指摘あったように、そういった疑念を招かないように、またプロポーザル等につきましても一定の基準は研究してまいりたいと思っております。

以上です。

委員長【西克彦】 ほかにいかがですか。

ほかになければいかがでしょうか、質疑を終了いたしますが。岩本委員。

委員【岩本博子】 この施設については、やはり私も直接懇談させていただく中で、これまでの十分な説明がされてなかったということがあったりとか、あとはリスクについての、私はコミュニケーションが一番大事だなと思っておりますけれども、そこがやはりきちんとなされてなかったということがあると思いますけれども。この説明について今後どのような形でやっていくのかということ。

それと、やはり杉並病とか寝屋川のこともありましたけれども、その施設との違い、関連性みたいなことについてもきちんと説明が必要だと思うし、そういったことについてちょっとお答えいただければと思います。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 廃棄物の処理施設につきましては、住民への説明を十分に行うということが重要であるというふうに考えておりました、周辺住民の方はもとより、3市33万人の市民の方々にご理解いただけるよう意を尽くしていくことが重要と考えております。

以上です。

委員長【西克彦】 よろしいですか。何か、今の形でやるのか、杉並、寝屋川との関係は示せないかというふうにご質問があったんですけど、いかがですか、大丈夫ですか。課長。

計画課長【市川三紀男】 杉並病との関係でありますけれども、やはり今回の東大和市の暫定リサイクル施設用地で検討している資源物の処理施設と杉並中継所の施設としては、扱っている品目が違うというふうに認識しております。

それから、寝屋川病と言われている状況については、北河内の施設の周辺には、民間のプラスチック等を再生する施設が先に稼働してしまっていて、そこが原因と思われる疾病が出ているのではないかというようなことで裁判等もされて

まして、その民間の施設が稼働した後に4市の資源物の処理施設が建設されたということで、状況としますと、今回の組合で行っている事業とは少し状況が違うのかなという認識を持っているところです。

以上です。

委員長【西克彦】 岩本委員。

委員【岩本博子】 ありがとうございます。陳情の中身を見ますと、今の説明の部分では、3番、4番の部分が当たっていると思うんですけども。特に4番の説明会の開催に当たっては、住民が最大限参加できる場所と日時を想定して積極的に市民の要望を取り入れるよう運用してください。それから3番の部分ですけども、じゃあ、そのあたりはきちんとこの陳情の趣旨に沿ってやっていていただけるということでよろしいのでしょうか。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 具体的な陳情要求の各項目、5項目ほどありますけども、その3番目の項目につきましては、住民が安心できるように情報開示等をして積極的に行ってくださいということがあります。それから(4)では、説明会等の開催に当たっては、積極的に市民の要望を取り入れる運用にしてくださいということがありますが、これらの項目についてすべて、陳情要旨の最初の方に書いてあるとおり、住民が満足できないときは建設計画を進展させないでくださいということで、情報開示等も住民が安心できるようにしていくわけですけども、それに対して住民が満足できないときは、だめですよというような内容になっています。

それから(4)でも、説明会等の運用についても、住民が満足できないときは計画を進展させないでくださいという項目がかかってきますので、説明会とか情報開示は十分住民の方にしていくわけですけども、それが住民が満足できる内容なのかどうかですね、その辺が非常に難しくなってくると認識してお

ります。

以上です。

委員長【西克彦】 岩本委員。

委員【岩本博子】 説明責任はきちんとは果たしてはいくけれども、この文書の表現として満足できないときというような、いわゆるその表現の仕方がやはりなかなか難しいかなということによろしいんでしょうか。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 はい。最初に申し上げましたとおり、廃棄物の処理施設は資源物の処理施設だけではなくて、不燃・粗大ごみ処理施設の更新等もあるわけでありまして、それらについては情報開示並びに説明等はしていくわけですが、それらすべての整備に当たって、住民が満足できないときは計画を進めないでくださいというような内容は、やはり不可能に近いのかなというふうには思っているところです。

以上です。

委員長【西克彦】 岩本委員。

委員【岩本博子】 わかりました。

ただ、やはりいろいろな心配がある中で、こういう陳情を出されたということで、いろいろな科学的な根拠を杉並病にしてみてもきちんとしたところがまだ出てないようですけれども、やはりどういうリスクがあってというところの、きちんと説明と理解を求める努力というのは、きちんと進める上ではやっていかないと進んでいかないところだと思いますので、そのことはしっかりとやっていただければというふうに要望させていただきます。

委員長【西克彦】 立花委員。

委員【立花隆一】 じゃあ何点か質問させていただきます。

まず今回の陳情いただいたときに私も感じたんですが、何か3つぐらいの議

論が同時並行にされているような印象を受けます。

それはまず、あの場所ですね、想定地の場所に対する不信感という問題がまずあるということ。なぜ暫定なんだろうと、なぜ看板がかかってないのだろうというのが住民の素朴な意見です。ですから、何かを隠しているのではないかという素朴な発議でしたよね。多分、後から住宅ができて、後から住宅に来られた方がそういうふうな形になってという、まず想定地の問題がまず1つあったというふうに思います。これは、小村大の組合議会の問題ではなくて、東大和さんが選定をしたときにその辺の努力をどういうふうにしていったのなかということですね。それがもう一つ。

それから、その問題と3市共同資源化に対する理解が同じような議論でなされていたというのが、非常にこの問題を矮小化していくようなことにつながっていくのではないかと思うんですね。想定地にしたというのは、3市で話し合いをして決めたわけなんですけど、私は問題なのは、あそこを3市の共同資源化の施設の想定地にしていこうといったときの、決定した、ないしはそこを東大和市さんが選定をしたときに、どういう住民への理解をしていったのかということが大事だと思っています。

それと、今回、基本計画をつくるに当たって、そこを中心に考えていこうということになったときに環境負荷という問題があって、私はあの狭い地域に1カ所ですらできるとは到底思えません。したがって、あの地域にプラスをしていかなければいけないということと、それからこの廃プラの持っている化学物質過敏症等の影響の問題を、どう環境負荷を少なくしていくのかという、それと健康被害が出たときにどういう対応をしていくのか、ないし健康被害を出さないために、先ほどもお話があったようなことなんですけど。

それが3つも4つも同じような形で議論をされていくということで、今4点ぐらい出したと思うんですけど、それぞれに対して組合の方でどういう見解をお

持ちなのか、それをお聞きしたいと思います。

以上です。

委員長【西克彦】 事務局長。

事務局長【戸井田豊】 第1点目の東大和市の土地の問題でございます。東大和市の暫定リサイクル施設でございますが、委員がおっしゃられるとおり、東大和市の問題とこれから進めていこうという3市共同資源化事業の問題とは分けて考える必要があると思うんです。

東大和市用地の選定ですが、数少ない公有地の中でお金をかけずに利用していこうという話し合いの中で、あの場所が決まったというふうに理解しております。

土地につきましては以上です。

委員長【西克彦】 計画課長補佐。

計画課長補佐【片山敬】 先ほども予防原則という言葉もございまして、環境影響、化学物質に対する考え方を述べさせていただいたんですが。

まず、予防原則という言葉なんですけれども、予防原則としての定義なんです。化学物質や遺伝子組み換えなどの新技術、全く新しい技術に対して、環境に重大かつ不可逆的な、後戻りできないような影響を及ぼす仮説上のおそれがある場合、科学的に因果関係が十分証明されていない状況でも規制措置を可能とする制度や考え方のこと、というふうに定義できると思うんですね。ここで申し上げたいのは、疑わしいものはすべて禁止といった極論のことではないということがまず1つ。

それから次に、今、圧縮施設のことが出ておりますので、そのことについてお話しいたしますと、プラスチックの圧縮施設については、容り法に基づいて全国で建設されている施設です。全国的にも被害が出ていると言う方もいらっしゃると思うんですが、既往の技術でありまして、新技術や未知の技術という

ことではありません。また、いわゆる杉並病と言われる健康被害が発生したことから、重大で不可逆的な影響を及ぼすおそれというものが非常に懸念されている。全員に及ぶのではないかとということで懸念されているところでございますが、現状の知見を総合いたしますと健康被害の発生するおそれは極めて小さいというふうに考えております。

極めて小さいと申し上げましたのは、先ほども申し上げましたが、一部の方々、特に化学物質に敏感な方々が今なお被害を訴えられておられる、こういう方々がおられることがあります。この点は施設の設計時点で最新の技術を研究・採用して対応することで、周辺環境に健康被害を及ぼすおそれがない、そういうレベルに抑制が可能と考えております。

以上です。

委員長【西克彦】 立花委員。

委員【立花隆一】 今お答えがなかったんですが、内容をちょっと変えて質問します。そもそもここを想定地として東大和市さんが出したときに、この1カ所しか想定されてなかったんでしょうか。例えば何カ所か想定するところの中の1つとしてこれが浮かび上がってきたのかという問題があります。そして、それが東大和市さんで決定をされたときに、地域住民にここに決まったよとかいう形で、そして小村大に提出をしたいとかいったときに、どういう住民への理解をしていったのかということですね。この辺は、やっぱり東大和市さんの問題として、やっぱりやらなければいけなかったことを、やらなかったつけが逆にここにきているのではないかとというふうに私は認識しているんですね。という、まずその辺のことについてお答えをいただきたいと思います。

それからもう一つは、私が4年前にこの組合に議員で選出されてきたときは、たしか廃プラの施設をどうつくっていくのか、そして共同化することが必要ではないかという議論が、私はこの議会においてあったように思うんですね。で

すから、あその場所はだめだから、想定地がだめだから、この廃プラの3市の共同化自体がだめなんだと、違うんだという方向が、こういう議論はやっぱりおかしいんじゃないかというふうに思います。

場所はともかくとして、やっぱりこれからごみ抑制をしていこう、ごみ減量をしていこうというところの問題になったときに、やっぱり廃プラ、これは中国へ持っていけなくなって、結局、我々自身がこれからどう処理していくのかということにつながってまいりますし、この辺は今後とも大きな問題だというふうに思いますので、まず、この認識をやっぱりもう一度確認をしたいというふうに思います。この場所がだめだから3市共同自体もだめだというふうにはならないと思うんですね。その辺の見解をお伺いします。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 東大和市の暫定リサイクル施設用地が、資源物の処理施設の想定地として挙がってきた経過としましては、今ございましたとおり、3市として増え続けるプラスチックの処理を進めなければいけないこと、それから東大和市として、全市対象としたプラスチック処理など資源化を進めなければいけない、そして土地については、限られた既存の土地利用を考えた上で、検討地として挙がってきたということでありまして、結果としますと東大和市の暫定リサイクル用地が検討地として挙がっておりますけれども、東大和市が提供したというよりは3市の検討の中でそこが候補地として挙がってきたという状況でございます。

あと何かありますか。（「どうしてそうなっちゃうか」の声あり）

委員長【西克彦】 立花委員。

委員【立花隆一】 まず想定地は、わかりました。もちろん3市が想定したという形で出てきたのはわかりますが、出てきたときに、何カ所かあってここというふうになったのか、オンリーワンだったのか、最初から。そういうこと

なんですよ。

ですから、この辺はどうなったのかというのは非常に大事な話でありまして、そのときにその選定したのは、はい、そうですと東大和さんが手を挙げたかどうかはわかりませんが、大体ほぼ想定しましょうといった段階で住民への理解というのは、やはり陳情が上がる前に住民説明は容易にできたというふうに思うんですが。そういうことはなぜできなかったのかという問題です。この辺はちょっとお聞きしておかなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長【西克彦】 よろしいですか。計画課長。

計画課長【市川三紀男】 土地の決定というか検討に当たりましては、プラスチックの処理を共同でやっていく場合に用地が必要なんですけど、新たな場所を探して、それでやっていくということではなくて、従来3市で資源化処理を行っておりますけども、そのような土地利用を考えた中で、あったということで、限られた場所しか検討の用地としてなかったという状況です。

それから、住民への説明ということですけども、平成18年度に行った調査で、ある程度東大和の暫定リサイクル施設用地を活用した資源物の処理、それから不燃・粗大ごみ処理施設の検討に当たっての調査報告が出ましたので、資源の処理を共同で行った場合にはこういう姿になりますということの調査結果でありますので、それについては住民の方々への説明をして、調査結果はこういう内容でありましたということで、3回ほど行った経過はございます。

先ほどの予算の審議に関係しますけども、この18年度に行った調査結果を踏まえて具体的な内容を今詰めておりますので、その具体的な中身を固めて、こういう計画になります、こういう建物で進めていきますということになりますと、その機会をとらえてきめ細かく説明をしていく必要があるというふうに考えているところです。

以上です。

委員長【西克彦】　ということでいかがですか、立花委員。

委員【立花隆一】　ありがとうございました。わかりました。

ただそうすると、最初からこの場所でしかないということで話が進んできたという、言葉のニュアンスをとらえますと、そういうことだと思います。

そうしますと、副管理者であります東大和市長さんが12月のときの質問に答えて、合意形成が得られないと施設建設は難しいということにつながってくるんですが。そうしますと、では、そこがもしだめな場合、難しいと当事者の市長さんがおっしゃっているわけですよ。難しいと言った場合、東大和市さんは代替が出せるんですか出せないんですか。ここの当地は難しいけど、ほかの場所なら検討ができるということになるんでしょうか、ならないんでしょうか。その辺はちょっと確認しておかないといけませんね。

委員長【西克彦】　事務局長。

事務局長【戸井田豊】　土地につきましては、3市の意向、また組合の施設の更新との絡みで組合が事務局としてやっておりますが、現在では、あの土地を有効に活用して3市共同資源化事業の施設としてやっていくという形で検討しております。その範囲の中で計画を進めるということです。もちろん課題もございますので、課題を抽出して、対応策を考えておりますけど、基本的にはあの場所で有効な施設活用をできないかということでございます。

以上です。

委員長【西克彦】　立花委員。

委員【立花隆一】　その件はわかりました。

最後にします。先ほどちょっとご答弁がなかったんですけど、そうしますと、プラスチック、廃プラ等のリサイクル施設の3市共同化を進めるという、この考え方については、もちろん進める立場に組合はあるというふうに思うんですけど、その考え方は私もいいと思うんですが。

ただその中で、この施設がだめな場合、じゃあ各市でやりましょうという話にもなるんですか、ならないんですか。その辺はちょっと確認したいと思います。

委員長【西克彦】 事務局長。

事務局長【戸井田豊】 これは今後の3市を含めた話し合いの中で決まることだと思います。現時点では先ほど申し上げましたように、3市共同資源化、共同してソフトの面、あるいは施設の面を進めていくという方向で現在私どもは動いているところでございます。

以上でございます。

委員長【西克彦】 鴨打委員。

委員【鴨打喜久男】 まずこの陳情が出ているんですけども、東大和市さんでは趣旨採択されたということ（「採択です」との声あり）採択されたということは、今度、受け取る方は、もうここはだめだと、議会がそういう返事をしたという認識になるのかしら。ちょっとその辺が重大なポイントだと思うんですね。はっきり議会としてはだめですよと言ってしまうのか、その点が1つ。

それから一部重複するんですけども、当然だめならば代替地という言葉がありますけれども、そういうことについては全く出ていないのかどうかですね。

それから3つ目には、再三この陳情文書に出てくる「満足できないときは」というんですが、じゃあ、満足できる、できないという判定基準ですよ、問題は。説明する方は極端に言うとなんもすると。それから説明を受ける立場は満足だ、満足じゃないということになるのかもしれないんですが。その辺の判定ですね。一体どこで我々は判断したらいいのかなと思うんですね。

ただ一般論から言うと、この辺の判定をどこでどうして理解するのか。どこかで決別をしなくてははいけませんよ。じゃないとにっちもさっちもいかな

いと。そう思いますので、その辺は、私自身も何と判定基準をつくっていいのか、いい目安の言葉が出てこないんですけれども、担当としてはどうお考えなのか。

それから、3市資源共同で委託をしますね。委託するのはあくまでも案であると。そして決定ではないということで。そうすると、その調査をやることによって、この陳情項目の1から4までの項目事項で、環境問題についてはこう回答が出るんだよとか、あるいは地域計画の中でこういう返事が出るんだよとか、あるいは科学的な方法論でこういう説明ができましたよとか、そういうものが出てきてもらいたいと思うんだけど。その委託業務の中でこの陳情項目の4つについて、どこか回答できるものがあるんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

委員長【西克彦】 事務局長。

事務局長【戸井田豊】 まず東大和市の陳情の扱いでございます。これにつきましては、東大和市の議会で採択されたということでございますので、その意味合いというか、その辺はこちらとしては存じないところでございます。

また代替地につきましては、現在は先ほども申し上げましたように、土地の有効利用を図っていくという立場で事務局としては動いておりますので、現在は考えておりません。

あと、満足できないという主体はどこかということでございますが、この文面で見ると、やはり陳情者が満足できないときはということ、また住民ですね、住民が満足できないときはということなのではないでしょうか。そういうふうに理解しております。

以上です。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 先ほどの満足できないときはということでありま

すけども、これにつきましては、100%満足なのか、例えば納得できて50%ぐらいが満足なのかということがあると思うんですけれども。やはり事業を進めていく組織市3市並びに組合の4団体とすれば、住民の方々にご理解をいただけるような計画づくりをしていくということになると思ひまして、そのご理解と満足という部分がどれだけ乖離してしまうのかどうかですね。その辺が問題になってくると考えております。

それから予算の中で提案させていただいた基本構想等の策定業務と各陳情項目の関係ですけども、(1)の想定地の問題ということでありまして、具体的な施設の活用方法、これを決めていくということになります。

それから(2)の環境負荷に関する調査でありますけれども、施設内容が固まれば、どのような影響が出てくるか、それはシミュレーションをする必要があるというふうに考えておりますけれども。後段の住民が合意する第三者による評価、これは困難というふうに考えております。

それから3番、4番につきましては、やはり十分な情報開示、それから説明会等はしていく必要があるというふうに考えているところです。

以上です。

委員長【西克彦】 鴨打委員。

委員【鴨打喜久男】 そうしますと概要は委託業務をやって、そこで例えば環境に関するシミュレーションが出てくると。そこで初めて具体的な、言うならば、ここで言う科学的な方法での言葉になっていくのかなと。それから、この第三者評価もできないと、はっきり断言しているわけですね。そうすると問題は、我々自身もこれをどの時点でどう判断すべきかということですね。そうしますと、2の環境負荷に対するシミュレーションは、委託をして、その結果、数字が出てくる、あるいはシミュレーションが出てくるだろうと。その点で2は判断せざるを得なくなるだろうと。それから1の合理的な根拠につい

ても、委託業務の中の1つに該当すると。

そうすると、そのデータが出てきて、委託結果が出てから判断しなくちゃいけないことになるのかなと思うんですけど、それはどうですか。

委員長【西克彦】 事務局長。

事務局長【戸井田豊】 今、鴨打委員が言われたように、やはり具体的な内容が出てきた方が審議はより深まると思います。

以上です。

委員長【西克彦】 いかがですか。ありますか、鴨打委員。

委員【鴨打喜久男】 恐縮ですが、非常にこだわるんですけども。住民が満足できないと、さっきの説明の中で100%満足なのか、50%満足なのか、あるいはご理解いただくということなのか、満足でもいろいろありますよね。そうすると、私たちもどこかで決めなくちゃいけませんよね、考え方を。じゃないと永遠にだめと、結論が出ないということで、一応担当者とその辺の、繰り返すようですけども、見解を再度。

委員長【西克彦】 課長補佐。

計画課長補佐【片山敬】 陳情要旨に書いてございます「私たち住民が満足できないときには」と、この解釈に非常に苦しんでおりまして、仮に住民というのを3市33万人というふうにとらえますと、すべての方々に理解をいただくということは、まず実質的に困難なことではないかということがあります。また、3市では現状で清掃施設が稼働しているわけございまして、それぞれ資源化施設がありますし、私ども衛生組合にはごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設が操業しているわけございまして、それらの施設はそれぞれの地域の方々の理解をいただきながら操業されているところございまして、残念ながらすべての地域の方々が満足されているという状況ではないというふうに考えております。

そういった意味で、なかなかこの満足という言葉の、定義と申しますか解釈に苦しむところがあるということを申し上げます。

以上です。

委員長【西克彦】 二宮委員。

委員【二宮由子】 陳情の要旨の4番の説明会、これは説明会なんですけれども、市民の要望を取り入れ運用してくださいということでございますので、この資料をいただきました42名の方からの「えんとつ」23号で意見募集をした意見に対しまして、それをどのように活用されたのか伺いたいと思います。

これ、ちょっと時間がないので全部読めなかったんですが、例えば7番の方ですと、座長に対してお考えを聞かせていただければというようなことも言われておりますし、また最後の42の方は市民懇談会の提言ということで書いていらっしゃるんですけども、これはその意見をされた方の市民の意向を酌み取って提言をされているのかどうか、またこの意見に対する回答というのはどのようにされるのかどうか伺いたいと思います。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 意見の方は42名からいただきましたけども、東大和市の方が41名、小平市の方が1名となっております。この内容整理をいたしますと182項目になっていると事務局では整理をしました。内訳としますと、資源物の処理施設の建設には反対、白紙撤回というのが24件ありまして、想定地の周辺環境、これはマンションとか公園、それから大型のスーパー、それとか高齢者の施設がありますけれども、こういう周辺環境を見ると建設は問題であるというのが21件。それから有害物質による健康被害、化学物質の解明が必要というのが18件、さらには、東大和市それから衛生組合の説明責任というのが15件、車両増加による環境問題、事故の危険性というのが10件、そのような内容であったと整理をしているところです。

これらの意見に対しまして事務局としましては、3 Rの中でリデュースを最優先していくというのは、こういう意見もあったわけですが、それは18年度に行った調査報告書でもそのような位置づけになっておりまして、それはやはり発生抑制は最優先すべきことだと考えております。

それから、施設の信頼性とか安全対策など、環境に配慮した施設づくり、これは第一に考えていくべきというふうに考えております。

それから周辺環境への影響調査、これにつきましては、先ほども申し上げましたが、事業内容が確定した段階で調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、プラスチックの圧縮に伴う化学物質の不安に対しましては、同様な施設の稼働状況があるわけですので、これらを十分研究して、最近技術の導入とか環境負荷を低減させる対策を講じて、適正なチェックをし公表していく必要があるというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長【西克彦】 二宮委員。

委員【二宮由子】 そうすると、この意見というものは、こういった形で反映されるのでしょうか。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 いただいた意見42件については、市民懇談会で原文をすべてお渡しをして、報告書の中にもすべてつけると。それから、この集計に当たってのデータもつけるというようなことになっていまして、市民懇談会の報告書の資料の中に入れてくるという位置づけになります。

それから昨年9月から10月にわたってこのように意見をいただいたわけですので、3月に発行する組合の広報紙においては、このような意見がありましたということで概略は載せていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長【西克彦】 ほかにいかがでございましょうか。ありますか、尾崎委員、どうぞ。

委員【尾崎利一】 先ほどの答弁の中で、予防原則についてご説明がありましたけれども、先ほどの説明は予防原則が適用されない事例なんだというご説明だったんでしょうか、その点、ちょっと伺いたいんですけれども。

委員長【西克彦】 計画課長補佐。

計画課長補佐【片山敬】 先ほど予防原則についての私ども解釈、定義づけを申し上げまして、その定義からすると、今回の事例 今回の事例と申しますのはプラスチックの圧縮にかかわることについては、予防原則を当てはめてだめだということにはならないというふうに考えております。

委員長【西克彦】 尾崎委員。

委員【尾崎利一】 予防原則を当てはめてだめだということにはならないというのは、予防原則は適用されないということですね。

それですね、私はその「住民が満足できないときには」というこの言葉は、今の答弁にあると私は考えているんです。予防原則がこのケースは該当しないということですが、杉並病のときに平成14年6月26日、公害等調整委員会で裁定がありました。そこで、こういうふうに言っているわけです。「終わりに当委員会の意見を述べる。本件は、特定できない化学物質が健康被害の原因であると主張されたケースである。ところで、この化学物質の数は2千数百万にも達し、その圧倒的多数の物質については、毒性をはじめとする特性は未知の状態にあるといわれている。このような状況のもとにおいて、健康被害が特定の化学物質によるとの主張、立証を厳格に求めるとすれば、それは不可能を強いることになるといわざるを得ない。本裁定は、原因物質の特定ができないケースにおいても因果関係を肯定することができる場合があるとしたもの

であるが、今後、化学物質の解明が進展し、これが被害の救済に繋がることを強く期待するものである」、こういうふうに結ばれているんですね。

ここで言っていることは、要するに原因について解明されていないんだということなんです。したがって、慎重な扱いが当然求められる。予防原則がこの問題に適用されなくてはならないというふうに私は考えているんです。その認識が組合の側、行政の側にないとなれば、これは到底、住民の満足は得られないということになると思うので、その点もう一度伺いたいと思います。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 プラスチックの圧縮に対しまして、いろいろな化学物質が出るということについては、大学の研究室等で調査が行われて、その結果も出ております。しかしながら、プラスチックの処理というんですか、そういう状況は、これまで3市が独自に行ってきておりまして、そこで適正な処理が行われています。

プラスチックのリサイクルについては、容器リサイクル法というのが整備されまして、収集、運搬、保管までが市町村の役割になっております。この容器リサイクル法に乗るかどうかは市町村の判断によりますけども、大勢は容器リサイクル法に乗ってプラスチックのリサイクルを進めているという状況がございます。

ですので、今回共同資源化を進める中でも、これらの稼働状況を十分に研究して、健康被害が出ないような施設づくりをしていくということが重要になってくると考えております。

委員長【西克彦】 尾崎委員。

委員【尾崎利一】 ですから、それをどのように進めるかということですよ。先ほど予算のところでは、カドミウム説が出たときに三井金属神岡鉱業所は垂鉛や鉛の鉱山は至るところにあると、しかし、イタイイタイ病患者は出

ていないというふうに反論して、対策が遅れたということを行いました。今既に3市でもそれぞれやっていて適正に処理されているということや、それからもう1つの答弁の、予防原則は適用されないんだという答弁がありましたけれども、その認識では、適正な処理をすると何回言っても、住民はそれは信用できないということにならざるを得ないのではないかと思うんですね。

杉並病のことについてつけ加えますと、東京都が硫化水素説というのを出しましたけれども、それについても、この裁定の中で「硫化水素は、刺激臭を有するとともに、通常、目や喉などの粘膜への刺激症状を引き起こすといった毒性を有するが、申請人らの症状には硫化水素の毒性だけで説明できないものがあるから、硫化水素だけに原因を限定できないことはいうまでもない」ということで、原因を特定しないまま、何らかの化学物質による健康被害というふうに裁定をしている。これが国の正式な見解になっているわけですね。そういう状況の中で進めるわけですから。

じゃあ、ちょっと違う質問をしますけれども、杉並病の被害者はいるという認識を持っていらっしゃるんですか。

委員長【西克彦】 ご答弁は。事務局長。

事務局長【戸井田豊】 公害等調整委員会の文書にもございますように、いわゆる対策をする前については、原因がはっきりしない場合も因果関係を認めているというようなことで受けとめております。

ただ、公害等調整委員会裁定の後段にございますように、対策を施した後については因果関係を認めていないような記述もあろうかと思いますが、前段につきましては、因果関係が書かれているということでの認識はございます。

委員長【西克彦】 尾崎委員。

委員【尾崎利一】 今対策を施した後と前という言葉がありましたけれども、裁定では「その対策を施したことによって」という言い方はされてないと思う

んです。これはあくまでも疫学的調査によって、何年何月から何年何月までの健康調査の実態と、そしてそれ以外の実態に健康被害の申し立てに大きな差があるということを理由にして、被害者としての認定をする期間を区切ったのであって、これはあくまでも疫学的調査に基づくもので、どの対策をしたから更正されたんだということではないというふうに思います。

それでは寝屋川については、寝屋川病の被害者はいるということで認識されてますか。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 寝屋川病については、裁判等で争われている状況でありますので、そういう現状の認識は持っております。

以上です。（「持ってるの」の声あり）

発生しているということですか。（「ええ」の声あり）

実態は、こちらの方では情報は得ておりませんが、そのように裁判で争われているという状況は把握してございます。

委員長【西克彦】 尾崎委員。

委員【尾崎利一】 先ほど予算の質疑の中でも述べましたけれども、寝屋川市は健康被害は発生していないという主張をしています。したがって、健康調査もやらないという態度ですね。これ、もし、もしというか、寝屋川であろうと東大和市であろうと小平であろうと、そういうような対応を行政がとったら、これは本当に住民はどこを頼ったらいいのかわからないということになると思うんですね。

私は今、思いますけれども、寝屋川市はやはり予防原則が適用されないというふうに考えて、そういう措置を取り続けているのかとさえ私は思わざるを得ない、今の答弁を聞いてですね。あくまでもそういう寝屋川の状況を見ても、予防原則はここは適用しないんだ、この事例は適用されないんだという認識な

のかどうか、もう一度伺いたいと思います。

委員長【西克彦】 計画課長補佐。

計画課長補佐【片山敬】 先ほど予防原則のご説明のところでも申し上げましたけれども、現状の知見を総合すると健康被害の発生するおそれは極めて小さいと考えていると。この極めて小さいと考えている理由は、今寝屋川病とか杉並病はまだあるのかというお話がありましたけれども、一部の方々に今なお被害を訴えられている方がおられると、こういう認識であります。ですので、ないんだという前提で検討を進めるという立場には立っておりません。

以上です。

委員長【西克彦】 尾崎委員。

委員【尾崎利一】 では、ちょっとこれは先ほども引用しましたけれども、昨年6月2日の参議院行政監視委員会で鴨下環境大臣が、予防原則という観点からはということで寝屋川の問題について、「モニタリングをしている物質以外のものも場合によると関係するということもあるかもわかりませんので、引き続きこの地元の状況についてはしっかりと動向を注視してまいりたい」とか、「未知の物質も我々が想定し得ないものもあるかもわかりません。ですから、病状等がいろいろと新たに起こってくるような問題があるようでしたら、しっかりと予防原則に沿って、これは特に自治体が主体でありますけれども、我々も注視しつつ連携をさせていただきたい」、環境大臣はこう答弁しているんですよ。

寝屋川の事例は、予防原則を適用すべきだと環境大臣は言っているわけですが、東大和市、小平市、武蔵村山市が進めているこの施設建設については、予防原則は適用されないということですか。そこを端的にお答えいただきたいと思いますが。

委員長【西克彦】 課長補佐。

計画課長補佐【片山敬】 言葉のとらえ方になると思いますが、沿ってと環境大臣が言われたんだと、予防原則で当てはめると完全に言ったのかどうかで、ここの認識がちょっとわかっていないところもあるんですが。先ほど申し上げましたが、化学物質や遺伝子の組み換えなど新技術ですね、新しい未知の技術であること、それから環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす仮説上のおそれがある場合ということが前提になるというふうに考えておりまして、新技術ではないこと、それから今杉並病、寝屋川病というお話がありましたけれども、実際に発症している方がいる、まだ健康被害を訴えられている方がおられるという現状で、その原因物質はVOCだろうというふうにわかっている問題でございますので、そういう面で違くと、予防原則は当てはまらないと。

予防原則に沿ってしっかりと測定をしていく、対策をしていくということは重要でございますが、私が先ほど申し上げましたけれども、疑わしいものはすべて禁止すると、こういう考え方に立っては進まないのではないかという意味で、当てはまらないと申し上げたものでございます。

ちょっと追加と申しますか補足いたしますけど、私たちの生活の中にはもちろんプラスチックは満ちあふれております。また建設資材にも塗料や防腐剤が使われており、身の回りには常にVOCが存在している状態でございます。汚染物質の少ない環境、限りなく少ない環境はつくれましても、汚染物質のないという環境をつくることはできません。私たちの暮らしはこのような環境の中で成り立っており、リスクゼロは不可能である、このことはまず共通の認識としていただきたいと思います。

しかながら、このようなリスクを最少にする努力、特に望まない施設でございますね、望まない施設が存在することによって健康への影響を心配されている方々へは、用地の活用方法、これが決まった、定まった段階で、可能な範囲で最大限のリスク低減策を採用いたしまして十分な説明を行い、理解をいただ

く努力をしてまいりたい、このように考えているところです。

以上です。

委員長【西克彦】 尾崎委員。

委員【尾崎利一】 ちょっとその、僕はすごく、先ほどから議論されている「私たちが満足できる、できないときには」という、ここにかかわって、非常に大事なことだと思うのでね。

その予防原則、先ほどからるる説明されて、こういう点からは当てはまらないということなんですけれども。国務大臣、鴨下環境大臣の答弁は、予防原則という観点からは、もちろん予防原則に沿ってという言い方もありますけれども、そういう言い方で、要するに予防原則に基づいてこれ対応するという趣旨の答弁を何度もされているわけですよ。されてるんです、後でまた全文その部分をお渡ししますけれども。

国でそういう立場をとっているわけですから、疑わしきものはすべてだめとか、いいとかという問題ではなくて、完全な科学的、確実性がなくても深刻な被害をもたらすおそれがある場合には、きちっとした対応をするという視点ですよ、大事なことは。そこに立って進めていただけるのかどうかというのは、極めて住民の満足、ここでいう満足が得られるのか、理解が得られるのかというところで、非常に大事なところだと思うんですね。

その点で、ちょっと今すぐというふうにならないかもしれませんが、その見解をちょっと整理をしておいていただきたいというふうに思います。

委員長【西克彦】 ご質問にしますか。（「いや、いいです」の声あり）ご要望ですか。

じゃあどうぞ、粕谷委員。

委員【粕谷久美子】 私も今の部分なんですけど、「回答あるいは行動に私たち住民が満足できないときは」というような部分がありまして、確かに私たち

住民が満足できないときはという複雑な陳情だと思うんですが。この陳情が出されたのがこの日付が5月29日ということで、回答あるいは行動という、その行動の部分で、組合側はこの陳情が出された後、この陳情に対してとかという、そういう状況ではなくて、こういう人たちがいるという状況を把握したときに、どのような対応をされたのか。説明会は3回されたというようなお話は聞かれたんですが、やはりその地域の人たちは健康や環境、そういったものに不安をすごく持っているがためにこういう陳情を出されたので、その後の対応というのは何かされたんでしょうか。もうかなり時間がたっているんですけど、その点をお伺いしたいと思います。

委員長【西克彦】 計画課長。

計画課長【市川三紀男】 陳情が出されました20年5月以降の住民の方々への説明ということですけども、現在この3市共同資源化事業の計画の中身がまだ固まっていないという状況がありますので、その中で科学的な調査とか環境負荷に対する調査とか、その計画の中身の説明等はできていない状況です。

それから陳情項目の3番には、当衛生組合の操業状況についての情報提供等がありますけども、これについては組合としては広報「えんとつ」並びにホームページ、それから組合入り口の電光掲示板で日々の操業状況並びに環境調査の結果等はお示ししている状況です。

以上です。

委員長【西克彦】 粕谷委員。

委員【粕谷久美子】 中身が決まっていないので、なかなか説明しづらいところもあるんですが。先ほどの広報「えんとつ」、ホームページ等で市民に知らせているということではありますが、これだけで全員の方たちに情報が伝わっているかどうかところの把握の仕方なんですが。やはりこれ以外にも説明していかなければいけないというところがあると思いますが、その点はいか

がなんでしょうか。ほかにどのような周知方法というか、そういうものを進めていくようなことができるのかお伺いしたいんですか。

委員長【西克彦】 事務局長。

事務局長【戸井田豊】 広報の媒体といたしましては、ほかに考えられるのは、各市の市報が考えられます。また、情報を公開するポイント等につきましては、やはり内容が固まった時点では、綿密にまた多くの方が参加できるような形で説明会を設定していくということが大変必要かと思っております。

以上です。

委員長【西克彦】 ほかにご質問ありませんか。

それでは質疑を終了してよろしゅうございますか。(「すみません、ちょっと1点だけ」の声あり)

はい、長瀬さん。これを最後をお願いします。

委員【長瀬りつ】 市民懇談会の中でもたびたび出されていたわけですが、要するに市民の意見を聞くだけだと、聞きましたよと、じゃあ市民の意見を聞いて、それが計画の見直しにどういうふうに反映をされるんだというところが見えてこない。お聞きしますよというだけで。いつもそうですよね。意見募集します、募集しました、はい、わかりましたと。この42件の市民からの意見も、報告書の資料という形でつけられるわけで、このいただいた意見をもとにして、報告書の中のここがこう変わったとか、そういう反映をされたというところが見えてこないわけです。

そういうことも含めて、満足できないというところにつながっていくんだし、満足できるというのはどこで判断するのかと言われますけれども、積極的に話し合いを重ねることで、お互いに理解が進むと思うんですよ。そういうことをしないでいて、どこで、どっちもうんうんと言ったから、これで満足できたんだよという、その判断の基準なんていうものはないわけですよ。だから、そ

ういう努力を積み重ねていただかなければいけないということと、広くに説明会などもやっていただきたいというふうなことも書いてありますが、やっぱりやっていることが広報とホームページですよ。あとは連絡協議会がありますけれども、本当に焼却場のある地元の方だけですよ。

そういうことも含めて、知らない方が多いということもありますので、やはりせっかく積極的に、どういう形であれ、計画が決まっている決まっていないうことではなく、積極的な説明会活動というのを、それはこういう陳情が出たから当然その陳情を出された周辺住民に対しては特にそうですけれども、これは3市と組合の事業ですから、当然小平市にもそれから武蔵村山市にもしていかなければいけない事業だというふうに思うんですよ。

そういうことを考えたときに、やはり積極的に説明会を開催をする活動をしていかなければいけないというふうに思いますし、市民の意見を聞いただけで終わりにはしてほしくないんですよ。どういうふうに見直しに反映させていくのか、こここのところに反映しましたとか、そういうところがわかるような説明の仕方、知らせ方というのを考えていただけないものでしょうか。

委員長【西克彦】 事務局長。

事務局長【戸井田豊】 ただ今ご提言がございました。例えば意見であれば、懇談会の中では意見が分かれる、あるいはいろいろな意見が出てきたということがございますが、その中からどれか1つ選べば、ほかの意見を選べない形になるわけです。いずれにしてもそういった報告書等をもとにしまして、意見を反映させるところがあれば、それは明確にしていきたいと思っています。

それと説明会のことは真摯に、また回数を多く進めていきたいと思っておりますので、今後へのご意見あるいはご提言として承っておきたいと思っております。

以上です。

委員長【西克彦】 いいですか。（「委員長、よろしいでしょうか」の声あり）

計画課長補佐。

計画課長補佐【片山敬】 すいません、先ほどの予防原則を当てはめる、当てはめないというお話で、私の答弁に誤解が生じたかなと思ひまして、ちょっと補足させていただきますけれども。

まず予防原則の考え方なんですけど、よく使われる 使われると言いますか、間違われて使われるのが、疑わしいものはすべてやめてしまおうと、これが予防原則だという考え方でございますね。これは違う認識で私どもはとらえているということが1つ。

もう一つこの予防原則で、先ほど申し上げた新技術でもない、それから重大な影響を及ぼすおそれがないから当てはまらないんだという発言にとらえられたと思うんですけども、この予防原則を、逆に言うと上回ると言いますか、新技術ではなくても通常の私どものごみ処理場の操業の状態と同じように、常に皆さんの声を聞きながら、可能性のあるものについては原因を調べ対策を取っていくということは、日ごろにやっておる事務でございますので、そういう意味で予防原則は当てはまらないというふうな形で、予防原則という、このような、最後に定義のところでは申し上げましたけれども、規制措置を可能にする制度や考え方のことというようなことではなくて、もっと厳しくとらえて研究はしていくという意味で申し上げたものでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(「今の件に関していいですか」の声あり)

委員長【西克彦】 どうぞ。長瀬委員。

委員【長瀬りつ】 例えば杉並の場合はVOCだというふうなおっしゃり方ですけど、VOCといって名前がつくものはあったんですね。でも、名前がつかない未知の物質がたくさん出てたんですよ。そういうものをどうやって規制

していくんですか。ましてVOCは空気に触れると、例えば酸化物になったり、窒素に触れば窒素化合物になったり、塩素化合物になったり、変わっていくんですよ。同じ物質がずっと出続けるわけじゃなくて、出たものが空気に触れた段階でいろんな物質に変わっていくんです。そういう状況の中で、おまけに名前のつかない物質がわかった以外に何種類もあるわけですね、杉並の場合はね。そういうことを考えた場合に、その予防原則を超える新たな規制のやり方とか、どうやってやるんですか、そうでしょう。だから予防原則と言っているんです。

委員長【西克彦】 じゃあ計画課長補佐。お互いにわかりやすくしましょう。

計画課長補佐【片山敬】 私の定義がちょっとあやふやだと言いますか、字面をとらえているものですから。解釈の仕方としては、考え方としては、発生するであろう、また懸念されているであろう対策は考えられる範囲内ととっていくと。こういう意味では、この字面からすると予防原則という新技術だとか不可逆的な影響とか、こういう大きなことではなくても対策をとっていきたいと考えているという意味で申し上げております。新たな制度ということではございません。

委員長【西克彦】 はい。尾崎委員、そろそろ集約しましょうか。

委員【尾崎利一】 ちょっと、もう少し整理していただきたいと思います。

疑わしきものは全部やらないということではないんだというお話がありましたけれども、一昨年11月に山下よしき議員が行って、30人ぐらいの住民から話を聞いています。25歳の娘が1年半前から頭がしびれる、吐き気がするなどの症状、今までこんなことはなかった、引っ越ししないといけないのか切実に悩んでいる。70代の女性、4年ぐらい前から何を食べて味もおいもなくなった。今、このお茶の香りもいたしません。70代の女性、私は番犬要らずと言われるぐらい鼻がきいていた、なのにこのところ「ごま油のいいにお

いがするね」と友達に言われても、「お花のいいにおいがするね」と言われても、「えっ」となる。

それから私も、先ほど言いましたけれども、寝屋川にこの2月に行ってきた、この間ここでNHK特集のテレビを学習会で見ましたけれども。あそこへ登場した方、フジタさんから直接お話を伺いました。それからほかの方でも、施設ができて呼吸困難で救急車で病院に運ばれてぜんそくの発作が起きたという方の話も伺いました。首に湿疹や頭痛、胸が息苦しくなる、さまざまな症状を訴えている方がいらっしゃるというのを、私もこの目で見て、この耳で聞いてきましたし、そういう点では疑わしきはやらないということではなくて、現実にそういう症状を訴えられている方がいるということがあるわけですから、そういう一般論で疑わしきは　まあ予防原則って一般論の話の中でのことだとは思いますが、現実にそういう被害を訴えられる方が多数出ているということに対する対応ですから、慎重な対応が必要だというふうに考えますので。最初に言いましたけれども、予防原則のことも含めて、その対応、考え方、もう少し整理をしていただきたいというふうに思います。

委員長【西克彦】　計画課長。

計画課長【市川三紀男】　一般的に廃プラスチック処理施設としますと、容器包装プラスチックを指定法人の引き取り基準に合うよう圧縮・梱包する施設と、プラスチックを溶かして再生品に加工する工場がありまして、熱処理や薬品処理をする後者の段階では、一般的に環境リスクが大となっている状況でありまして、委員さんが視察されました寝屋川の場合は、先ほどの再生品に加工する工場が最初に操業していたという状況がありまして、これは今回の東大和の方で検討している施設の状況とは環境が違うということがあります。それから杉並に関しましても、処理の過程が杉並の中継所と今回の資源物の処理施設は違うということで、状況は2者と異なるということがありますけれども、前

提となるプラスチックの処理自体は行うわけですので、そこに対する影響は最小限にしなければならない、そのようなことは考慮する必要があるということで進めている状況です。

以上です。

委員長【西克彦】 はい、よろしいですか。

それでは質疑についてはこの程度にいたしまして、質疑を終了いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長【西克彦】 本陳情につきましては、どのように取り扱いますか、ご意見があればお聞かせください。

(「継続」の声あり)

委員長【西克彦】 継続の声がありました。そのほかの皆さん、いかがですか。よろしいですか。尾崎委員。

委員【尾崎利一】 認識の状況で一致が得られなければ継続でも仕方がないと思いますけれども。

ただ、そのまま放っておくと審議未了ということにもなりかねませんので、いずれにしても早期に、任期いつまでなんでしたっけ。関係ないんですか。早期に進める必要があるというふうに思います。予算の方も一方通っているという状況がありますから。

委員長【西克彦】 次回はいつになるんだっけ、普通で言えば。3月、もっと後ですか。(「4月に」の声あり) 4月段階ですね。臨時もないわけじゃないけど。すいません、委員長があれこれ言ってもしょうがない。

それでは継続の動議、ご意見がありますが、本案を継続することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長【西克彦】 それでは異議なしと認め、日程第 1 陳情第 10 号 3 市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び同施設建設計画の進め方に関する陳情については継続と決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、3 市共同資源化施設建設計画に関する陳情審査特別委員会、閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 26 分 閉会